# 一般社団法人　日本歯科麻酔学会
# 準連携施設に関する規則

令和８年８月 11 日制定
令和８年８月 11 日施行

## 第１章　総　則

（目的）
第１条　本規則は、日本歯科麻酔学会（以下「学会」という）認定医制度規則第 15 条の規定に基づき、学会の準連携施設の運用について必要な事項を定める。

（定義）
第２条　準連携施設とは、本規則に定める所定の審査に合格し、以下の各号に掲げる条件をすべて満たし、かつ学会が、適正かつ安全な歯科麻酔関連業務を遂行し得る施設であると認めた施設をいう。承認にあたっては、下記の条件を満たし専門医審査委員会の議を経て、理事会で認められる必要がある。

1　本学会の認めた歯科麻酔指導医、または歯科麻酔専門医が常勤または非常勤で勤務していること。なお、ここでいう非常勤とは当該施設での勤務日数が週１日から２日のことをいう。
2　歯科麻酔学指導施設と連携していること。
3　歯科麻酔指導医または歯科麻酔専門医が担当・指導している、且つ歯科領域に関連する全身麻酔症例または静脈内鎮静法症例が年間 50 例以上あること。
4　全身麻酔および救急蘇生に必要な器械・器具、回復室、臨床検査器材、また麻酔学に関連する相当数の図書等が備わっていること。
5　当該施設の医療安全体制が、十分な整備がなされていること。
6　麻薬、毒薬、向精神薬、劇薬が適切に管理されていること。

（指導者）
第３条　本規則における準連携施設の指導者とは、本規則第２条第１号に規定する資格を有し、歯科麻酔・全身管理業務の管理および本学会認定医を目指す者（以下「研修生」という）の指導に責任を持つ代表者をいう。

（責務）
第４条　準連携施設は、学会の定めるカリキュラム等に準じ、適切な研修を実施しなければならない。
2　準連携施設は、本学会が実施する施設調査等に協力しなければならない。

（施設の変更等）
第５条　準連携施設の指導者は、以下の各号に掲げる変更等が生じた場合、速やかに学会に届け出なければならない。

1　施設の名称、所在地の変更

2　指導者の変更
3　連携している歯科麻酔学指導施設の変更
4　第2条に定める認定基準を満たさなくなった場合
5　施設の廃止

（認定期間）
第6条　準連携施設の認定期間は5年とする。ただし、期間満了に際し、更新を妨げない。

## 第2章　新規認定

（申請資格）
第7条　準連携施設の認定審査を希望する施設は、本規則第2条各号に定める基準をすべて満たさなければならない。

（申請）
第8条　準連携施設の認定審査を希望する施設の指導者は、以下の各号に掲げる全ての書類を専門医審査委員会に提出しなければならない。なお、ここでいう臨床実績は申請前年度の実績とする。
1　準連携施設認定申請書
2　指導者履歴書
3　医療機関における設備備品等に関する報告書
4　臨床実績報告書
5　症例一覧
6　指導体制証明書

（審査）
第9条　準連携施設の認定審査は書類審査とし、専門医審査委員会が実施する。
2　既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

（認定・登録）
第10条　専門医審査委員会は、審査結果について理事会の承認を得て、審査結果を申請者に通知する。
2　審査に合格した施設の指導者は、審査結果通知後に準連携施設登録料10,000円を納付する。1ヶ月後に納付が確認されなかった場合、認定を取り消す。

## 第3章　更新認定

（更新要件）
第11条　準連携施設の更新を受けようとする施設は、認定期間内において第2条各号に定める基準を継続して満たしていなければならない。

（更新申請）

第 12 条　準連携施設の更新の申請は、本規則第 8 条第 1 項（申請書類に関する規定）を準用する。

2　準連携施設の更新審査料は、10,000 円とし、申請時に納付する。

3　準連携施設資格の継続を希望する施設の指導者は専門医審査委員会の指定する方法により申請を行わなければならない。

（更新審査）

第 13 条　準連携施設の更新審査は書類審査とし、専門医審査委員会が実施する。

2　既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

（認定・登録）

第 14 条　専門医審査委員会は、更新審査結果について理事会の承認を得て、審査結果を申請者に通知する。

2　審査に合格した施設の指導者は、審査結果通知後に準連携施設登録料 10,000 円を納付する。1 ヶ月後に納付が確認されなかった場合、認定を取り消す。

## 第 4 章　補　則

（雑則）

第 15 条　本規則に定めるもののほか、準連携施設の運用に関し必要な事項は、専門医審査委員会の議を経て、理事会が別に定める。

（規則の変更）

第 16 条　本規則の変更は、専門医審査委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。